

議案第 87 号

勝山市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について

勝山市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を別紙のように制定する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格を一部改正するため、この案を提出する。

## 勝山市条例第 1 号

### 勝山市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成 25 年勝山市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(布設工事監督者の資格) 第 4 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道 <u>又は水道環境</u> を選択したものに限る。)であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 2 (略)	(布設工事監督者の資格) 第 4 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択したものに限る。)であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 2 (略)

### 附 則

#### (施行期日)

- この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

#### (経過措置)

- この条例の施行前に行われた技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の水道法施行規則第 9 条第 3 号の適用について

は、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。